

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	0900-HAIAIRCRAFT	仕様書番号	
品名 又は 件名	F-4型航空機の解体 及び収集運搬	岐基LPS-X00062	
		承認	令和3年 8月 2日
		作成	令和3年 7月30日
		改正	令和3年 9月21日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第2補給処業務部補給課		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊岐阜基地にて保有するF-4型航空機の解体及び収集運搬について適用する。

1.2 用語の定義

a) F-4型航空機

航空自衛隊において、用途廃止となった航空機

b) 解体

官側が指定する物について、破壊、切断、粉碎、押しつぶしすることをいう。

c) 産業廃棄物管理票

廃棄物処理法（第12条の3）に示された、排出事業者が産業廃棄物の委託をする際に、定められた事項を記載し交付しなければならないもの。

1.3 収集運搬するF-4型航空機の有価物、産業廃棄物の種類及び数量

収集運搬するF-4型航空機の有価物、産業廃棄物の種類及び数量については調達要領指定書に示す。

2 役務に関する要求

2.1 履行場所及び引渡場所

航空自衛隊岐阜基地（調達要領指定書のとおり。）

2.2 役務履行時間

役務履行時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の08時30分から16時30分までとする。ただし、12時から13時までの間は作業を実施できないものとする。

2.3 役務の内容

2.3.1 履行場所の養生

- a) 作業場所においては、整理整頓を行うものとする。また地面に鉄板等を敷き、機材で傷付けないよう養生措置を講ずるものとする。
- b) 本役務における作業に関しては、航空法に定める高さを超えないものとする。
- c) 前号に示す航空法に定める高さを超える場合は事前に官側に通知するものとする。

2.3.2 解体

用途廃止航空機の解体は、次による。

- a) 主翼を接合部より切断し、胴体より切り離す。
- b) 主翼前方付近において、前部胴体を完全に切断する。
- c) 主翼後方付近において、後部胴体を完全に切断する。
- d) 垂直尾翼を接合部より切断し、後部胴体から切り離す。
- e) 上記 a)～d)は必要最低限の解体箇所とし、収集運搬上必要となる解体は契約相手方の裁量による。
- f) 20mm 機関砲は銃身を切断する。切断箇所は調達要領指定書に示す。

2.3.3 石綿含有品の取り外し

用途廃止航空機に装着されている石綿含有品は解体の都度、官側による取り外しを行うものとする。石綿含有品装着箇所は調達要領指定書に示す。

2.3.4 資器材等

- a) 本役務に必要な機材及び車両等は、契約相手方が準備する。また、資材等の使用にあたっては、環境負荷低減を考慮するものとする。
- b) 本役務にて使用する機材を履行場所へ残置する場合、残置する日の前日までに官側へ申請を行うものとする。

2.3.5 有価物、産業廃棄物の引渡及び収集運搬

- a) 引渡は、官側が示す解体場所及び指定する場所において双方の立会いのもとに積込み等の作業を行い、官側の示す注意事項を厳守するものとし、事故防止に万全を期さなければならない。
- b) 契約相手方は、解体された有価物及び産業廃棄物の運搬に際し、飛散又は流出等しないように安全処置を講じなければならない。
- c) 解体された有価物は官側が指定する場所へ都度搬入するものとする。搬入場所は調達要領指定書に示す。
- d) 契約相手方は、官側が契約した産業廃棄物処分業者と運搬について調整を行うものとする。

2.3.6 安全管理

- a) 基地内への車両等の入門及び運行は、官側の指示に従い、進行方向及び速度制限を厳守するものとする。

- b) 本仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、作業を中止し官側に申し出るものとする。
- c) 契約相手方の過失により、既設建物等に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- d) 解体の際に火気を使用する場合は、使用日の7日前までに官側に通知するものとする。

3 一般管理事項

- a) 本仕様書の履行にあたって、関係法令を遵守するものとする。
- b) 契約相手方は、本仕様書及び官側の指示に従い作業等を実施するものとする。
- c) 収集運搬する産業廃棄物について全ての作業を完了させたあと、産業廃棄物管理票（B2票）を「岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部補給課器材班廃品係」宛てへ速やかに送付するものとする。

4 監督・検査

契約相手方は、調達要領指定書に示す解体箇所（太線部分）全てを切断した後官側の指定する検査官により検査を受けるものとする。

本役務は、検査官による産業廃棄物管理票（B2票）の確認をもって完了とする。

5 その他の指示

5.1 秘密保全

- a) 契約相手方は、役務関係者以外に仕様書及び図面を貸し出し、複製及び閲覧させてはならない。
- b) 本役務に関して知り得た情報は、他人に漏洩しないものとする。
- c) 契約相手方は、作業現場及び基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。
- d) 契約相手方は、指定された場所以外に立ち入らないものとする。

5.2 その他必要な事項

仕様書に明記されていない事項であっても、技術上又は取り合わせ上、当然実施すべき事項は、官側と協議のうえ、請負者において実施するほか、疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の範ちゅうに関する事項は、監督官と、検査官の範ちゅうに関する事項については、検査官と、その他の契約に関する事項の疑義については、契約担当官と、それぞれ協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	岐基LPS-X00062-2
	調 達 要 求 番 号	役S3-1
	調 達 要 求 年 月 日	令和3年11月11日
	作 成 部 隊	第2補給処業務部補給課
	作 成 年 月 日	令和3年 9月21日
品 名	F-4型航空機の解体及び収集運搬	
仕 様 書 番 号	岐基LPS-X00062	

指定事項：

1 F-4型航空機の詳細

a) 1機当たりの重量 (基準)

F-4型航空機			
素材	構成素材内訳 (単位：%)	数量 (単位：kg)	
有価物	アルミ屑	66.4	4532
	鉄屑	21.8	1488
	チタン屑	7.1	484
	マグネシウム屑	0.4	27
産業廃棄物	繊維屑	4.3	293
	プラスチック屑		
	ガラス屑		
総重量：6824kg		6824	

b) 解体する機体の数量

2機

2 20mm機関砲の詳細

a) 1個当たりの重量 (基準)

20mm機関砲		
素材	数量 (単位：kg)	
有価物	小型鋼鉄屑	116

b) 切断する20mm機関砲の数量

2個

3 履行場所及び引渡場所

仕様書において指定された履行場所及び引渡場所については別図3及び別図4のとおりとする。

4 解体要領

仕様書において指定された解体要領については別図1及び別図2のとおりとする。

5 石綿含有品装着箇所

仕様書において指定された石綿含有品装着箇所については別図5のとおりとする。

航空機（固定翼機）の切断図

解体要領

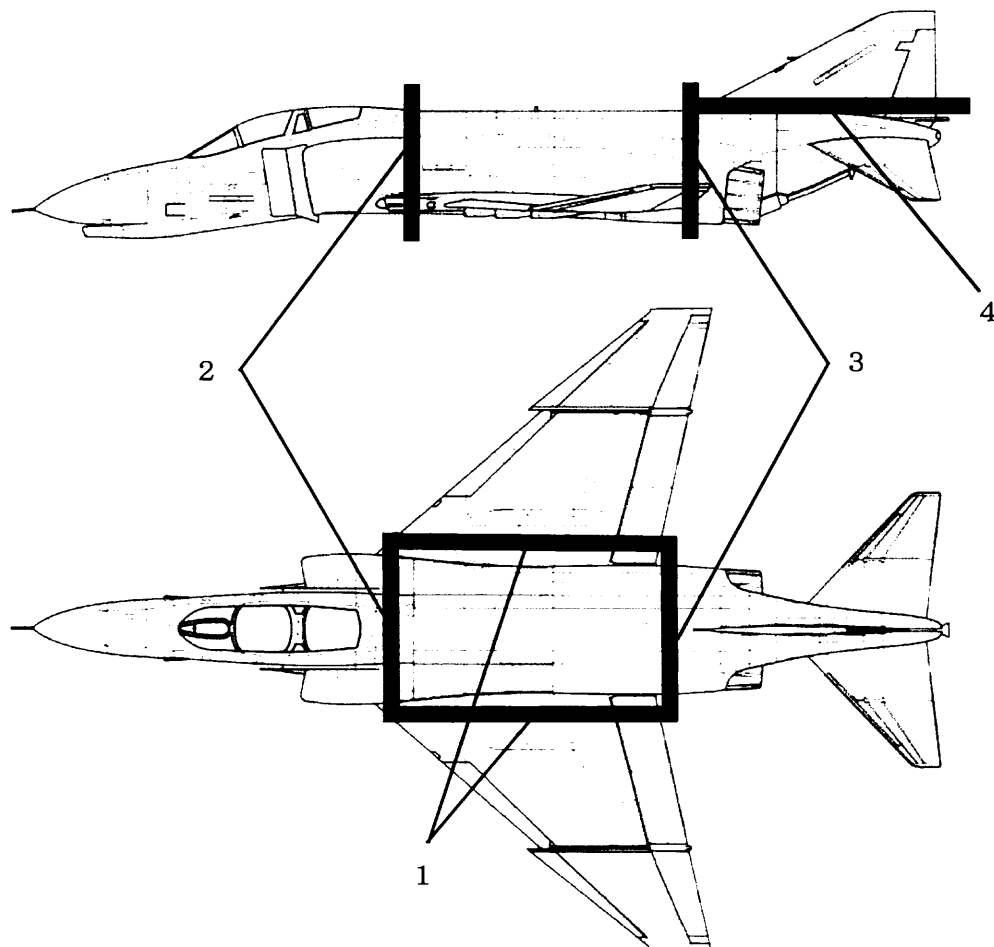
- 1 翼桁を完全に切断する。
- 2 翼前方付近において、前部胴体を完全に切断する。
- 3 翼後方付近において、後部胴体を完全に切断する。
- 4 垂直尾翼取り付け金具を切断する。

※太線部分を切断する。

その他運搬等で必要な場合、切断、押しつぶし等を行う。

※機体寸法

F-4 : 横幅約 11.7 m × 全長約 19.2 m × 全高約 5 m (尾翼含む)

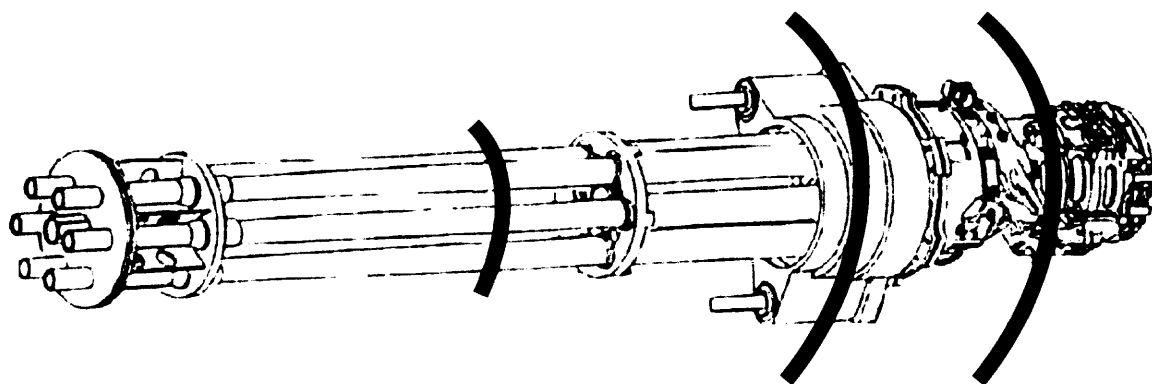


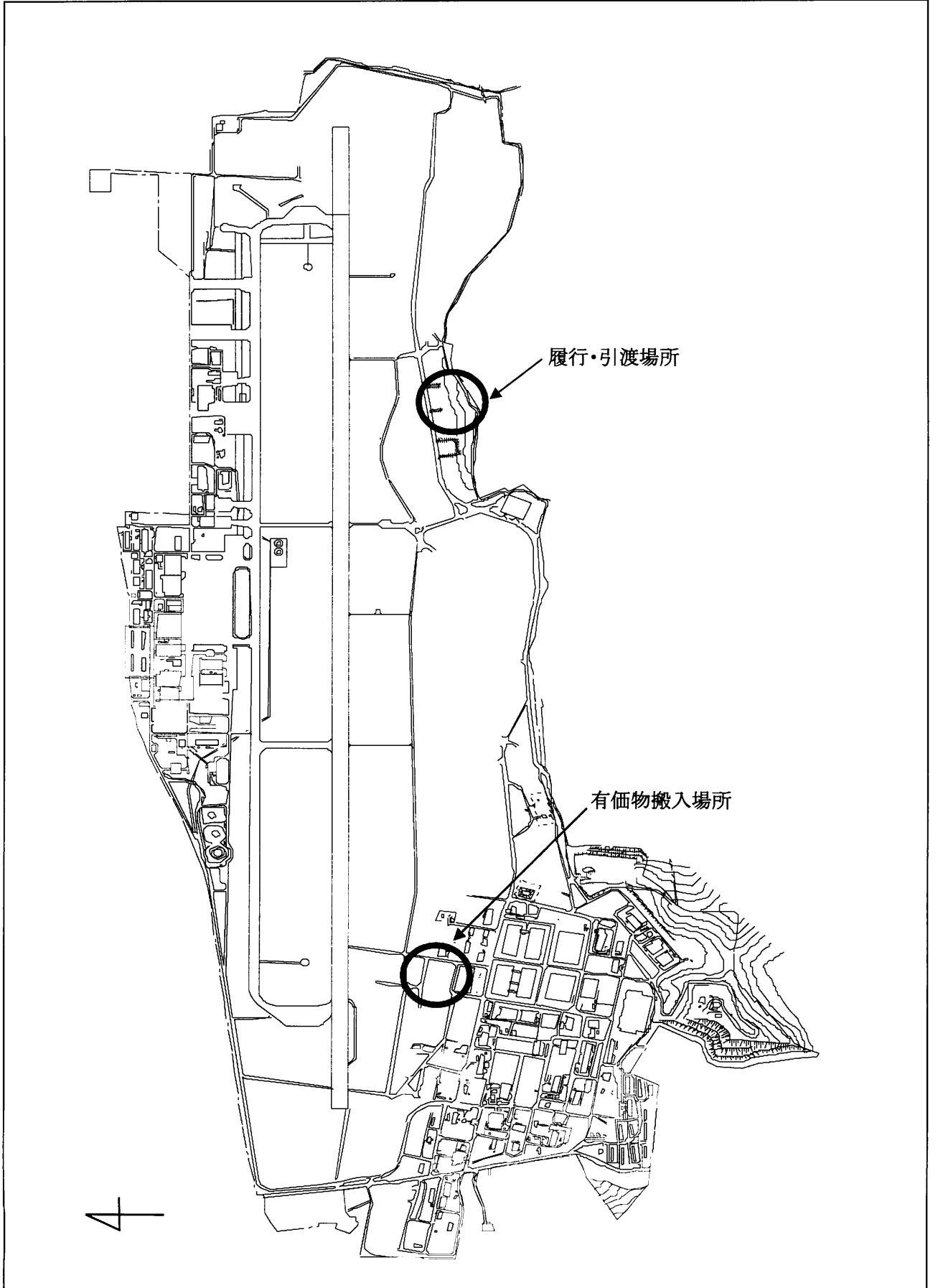
20mm機関砲の切断図

切断要領

- 1 少なくとも1/2in幅に溶断可能な切断チップを使用し、ガス切断する。
- 2 機関砲に遊底が残っている場合は、遊底の経路に沿って、遊底とともに切断する。
- 3 砲身の薬室部分及びリコイルスプリングを切断する。
- 4 機関砲内に組み立てられている場合、砲身の薬室開口部及び遊底の前方部分を、金属溜まりができるくらい十分に溶解する。
- 5 20mmフィーダーを切断、せん断又は粉碎する。

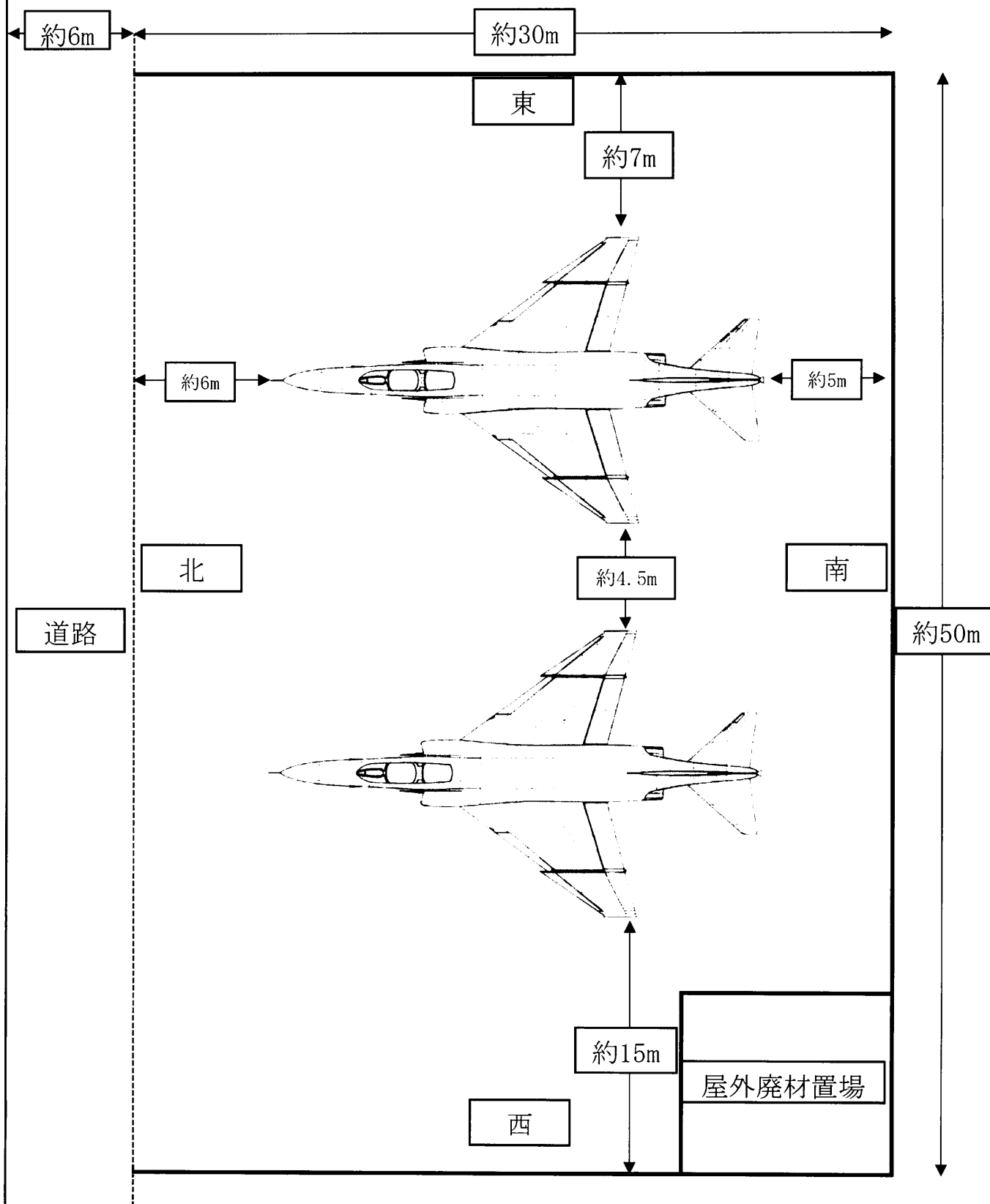
※太線部分を切断する。





履行場所細部

- 1 北側は道路、東、西、南側は雑木林等（西、南側一部に屋外廃材置場）
- 2 地面はアスファルト又はコンクリート



● . . . 石綿含有品装着箇所

